

議案第45号

おいらせ町消防団条例の一部を改正する条例について

おいらせ町消防団条例（平成18年おいらせ町条例第152号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年9月4日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

消防団員数の減少に伴い、条例定数と実団員数に乖離が生じている状況に鑑み、実情に応じた適正な定数管理を図る必要から条例定数の改定及び根拠法令等との整合に必要な改正を行うため提案するものである。

おいらせ町消防団条例の一部を改正する条例

おいらせ町消防団条例（平成18年おいらせ町条例第152号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「法律第226号)」の次に「第18条第1項並びに第19条第2項、第23条第1項、第24条第1項及び第25条」を加え、「本町の消防事務を処理するため消防団を設置し、その名称」を「、消防団の設置、名称」に改め、「費用弁償等、」を「任用、報酬、費用弁償、分限、懲戒、服務」に改め、「その他身分の取扱い」の次に「、公務災害補償及び退職報償金」を加える。

第2条第1項中「法第9条第3号の規定に基づき、本町」を「当町」に改める。

第5条中「400人」を「360人」に改める。

第9条第2項第2号中「本町」を「当町」に改める。

第16条に次の1項を加える。

- 2 公務災害補償の額及び支給方法については、青森県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年青森県市町村総合事務組合条例第2号）の定めるところによる。

第17条第2項中「別に定める。」を「青森県市町村消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年青森県市町村総合事務組合条例第1号）の定めるところによる。」に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。